

特定生産緑地の申請はお済みですか？

～令和3年度の受付期間は6月30日(水)までです～

足立区では、平成4年又は平成5年に生産緑地の指定を受けた農業者（生産緑地所有者）の皆様を対象に、特定生産緑地の指定申請を受け付けています。

申請手続きがお済みでない農業者の皆様には、「申請手続きに関するお知らせ」を2月に送付しておりますので、詳しくはそちらをご確認ください。

なお、指定から30年を経過してしまうと、特定生産緑地の指定を受けられませんので、早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

また、平成4年に指定された生産緑地をお持ちの方で、引き続き農業を継続される方は、原則として令和3年（2021年）6月30日までに申請していただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

指定を『受ける』と…

- ・買取申出時期が10年間延長
- ・固定資産税等の農地課税が継続
- ・新たに相続税納税猶予適用可能

指定を『受けない』と…

- ・30年経過後から買取申出が可能に
- ・固定資産税が段階的に宅地並み課税へ
- ・新たに相続税納税猶予が受けられない

特定生産緑地指定スケジュール

令和3年（2021年）

- 2月末 特定生産緑地指定申請書を発送
6月末 **申請受付締切**
12月 ①都市計画審議会への意見聴取
②特定生産緑地として指定・告示
③農業者の皆様へ指定通知を発送
※指定の対象は平成4年・5年指定かつ特定生産緑地未申請の生産緑地です。

申請手続 及び 問い合わせ先

足立区農業委員会事務局

（産業振興課農業振興係）

場所：区役所本庁舎南館4階

電話：3880-5866

※平成4年に指定された生産緑地をお持ちで、令和3年（2021年）6月末までの申請が難しい場合は、ご事情を伺いますので、ご相談ください。

農業委員会だより

（第47号）

TEL 足立区中央本町一一十七一三八八〇一五八六六（直）
令和三年三月十五日
編集発行足立区農業委員会

～生産緑地所有者の意向調査・生産緑地の見回り活動を実施しています～

平成4年又は平成5年に指定を受けた生産緑地の指定30年目を迎えるにあたり、農業委員会では生産緑地を所有されている農業者の皆様への意向調査を実施しています。農家基本台帳上の連絡先へ、農業委員会事務局職員からお電話させていただく場合がありますので、ご協力をお願ひいたします。

また、生産緑地の見回り活動を強化しています。農業委員会は令和2年9月から10月にかけて、生産緑地を中心に、農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年より人数を限定しての調査となりました。ほとんどの農地は適正に管理されていましたが、問題のある農地もありました。今回の調査で問題点が認められた農地については、農業委員会から土地所有者に対し、適正に管理するよう改善を求めました。

適正に管理されていない、または農業委員会からの指導に応じず改善が見られない生産緑地については、特定生産緑地への指定ができなくなります。また、固定資産税が宅地並みに引き上げられる、相続税等納税猶予適用農地については期限の確定（納税猶予が打ち切られ、猶予されていた相続税等と利子税が課税されること）となる、といった場合があります。宅地化農地も含め、農業者の皆様には日頃からの適正な管理をお願いいたします。

令和3年度足立区農業委員会

活動計画（案）を作成しました

平成29年7月から新たな制度のもとで農業委員会活動が進められています。

新制度においては「農地の利用の最適化」に重点を置き、生産緑地の指定や利用促進をより一層推進していくとともに、これまでの活動を引き継ぎ、農業委員会活動を向上させていくことが求められています。

一方、区は「第二次あだち都市農業振興プラン」を策定し、都市農地の保全と区内農業者の支援のため、具体的な検討を進めています。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、区では平成31年4月から特定生産緑地指定の申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力しています。さらに、平成30年9月に施行された都市農地貸借円滑化法に基づき、区内でも生産緑地の貸し借りが進んでいます。加えて、底面の一部をコンクリート等とした農業用施設については農業委員会への届出により農地とみなされるなど、農地法の一部が改正されました。

これら新たな計画及び諸制度は、今後の足立区の農業の行方を大きく左右するもの

であり、農地法事務を扱う農業委員会においては、農地の見回りや区内農業者への制度説明など大きな社会的役割を担っています。

このような情勢を受けて、令和3年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、特定生産緑地の指定促進と貸借の活性化、農地制度の周知に積極的に取り組んでいきます。

（1）「行動する農業委員の活動」の推進

農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指す。

- 1 生産緑地の適正な肥培管理と利用促進
- 2 地域の農地状況の情報収集と把握
- 3 特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法の制度周知
- 4 特定生産緑地の指定の推進
- 5 借り手と貸し手のマッチング支援

（2）農地等の利用の最適化を推進する活動

新たな農業委員会法により位置づけられた「農地等の利用の最適化」を推進する活動に具体的な取組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進める。

- 1 農地利用状況調査の充実及び強化
- 2 生産緑地制度の周知と追加指定の推進

（4）認定農業者等の支援活動

関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行う。

- 1 農業後継者等、担い手を対象とした人材育成事業に対する支援
- 2 研修、相談、簿記、生産履歴記帳といった経営改善事業等への支援
- 3 農業経営改善計画の認定への支援、家族経営協定締結の推進
- 4 施設化の推進と基盤整備事業の支援

（5）地域農業の確立に向けた活動

歴史と高い技術を持つ足立の農業・農作物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、区内農業の発展に努める。

- 1 地場農産物の普及促進事業の支援
- 2 各種イベントへの積極的な参加や直売会による農業PRや地産地消の推進
- 3 ロゴマーク「めいどINあだち」の活用等による区内産農産物PRの支援
- 4 区内小学校における江戸東京伝統野菜

（3）情報活動の推進

新たな農地関連制度の情勢を的確に伝え、より一層の理解を図るため、農業委員会により等で情報を発信していく。

- 1 農業委員会だよりの発行
- 2 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知

- 1 農業委員会だよりの発行
- 2 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知
- 3 区内農業者への戸別訪問や説明会開催による制度周知

「千住ネギ」栽培授業の支援

(6) 農業のある地域づくりの推進

子どもから高齢者までが身近に接することができる都市農業について、関係機関と協力し、地域住民と協働して取組みを進める。

- 1 農業ボランティアの育成・派遣
- 2 農業体験学習や職場体験に対する支援
- 3 「食と農」に関する事業への参加と支援

(7) 農政活動の推進

都市農業の維持保全と振興政策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進める。

- 1 東京都農業会議事業への積極的な参加
- 2 都市農地保全推進自治体協議会への協力

◇表彰受賞者紹介◇

東京都農業会議では、近代的な技術をもとに企業的農業経営を確立している農業者や、地域農業の振興に尽力されている農業者を表彰しています。今年度は、区から2組の農業者の方が表彰されました。

（敬称略）

第60回企業的農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞
東京都知事賞

大熊 貴司・めぐみ（舍人）



第47回農業功労者表彰

農業功労者感謝状
斎藤 洋一（入谷）



江戸東京野菜 千住ネギ 栽培授業

千住ネギ 栽培授業

農業委員会は、区内小学校における江戸東京野菜「千住ネギ」の栽培授業を支援しています。今年度は5小学校（栗原北小・千寿双葉小・平野小・西伊興小・保木間小学校）で実施され、6月下旬から7月上旬の「種の伝達式」と種まきに始まり、夏から秋にかけて行われた苗の定植と土寄せを経て、ついに収穫の時期を迎えました。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施が危ぶまれましたが、各校で充分な感染拡大防止策を講じ、実施の運びとなりました。

コロナ禍だけでなく、夏の酷暑や冬の雨不足など、農作物にとつても過酷な1年となりました。授業を通じ、児童は天候や病害虫に対処しながら農作物を栽培する難しさや、命を繋ぐことの大切さを体験しました。

春にはネギ坊主から種を取り、来年度栽培する学年へ引き継がれます。農業委員会は、次の代もネギを栽培し、命を繋ぐことができるよう、引き続き支援していきます。



第二次あだち都市農業振興プラン策定

足立区はこれまで、平成17年3月に策定され、平成23年3月に中間見直しを実施した「あだち都市農業振興プラン」に基づいて、農業者はもとより区内にも魅力ある産業としての都市農業の振興を図るため、さまざまな施策を開催してきました。

平成29年5月に東京都が「東京農業振興プラン」を策定し、目指すべき東京の農業の姿が明示されました。平成30年4月に改正生産緑地法が施行され、面積要件の引き下げや10年間期間を延長する特定生産緑地制度が創設されました。加えて、平成30年9月には都市農地貸借円滑化法が施行され、生産緑地の貸借がよりスムーズに進むように改められました。

このような状況に的確に対応し、区内における農業経営を支援・育成しつつ都市の貴重な資源である農地を維持しながら、区民、そして消費者の期待にも応え得る「第二次あだち都市農業振興プラン」を策定しました。

策定にあたり、農業者の皆様には農業者向けアンケートにご協力いただきありがとうございました。今後は「第二次あだち都市農業振興プラン」に基づき、足立区内農業の発展に尽力してまいりますので、農業者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

● 改定のポイント ●

足立区基本計画の4つの視点で基本的方向性を整理し施策を決定しました。また、4つの施策について指標を作成し事業成果を見える化しました。

| 視点 | 農業振興策 | 指標 |
|-----|------------------------|--------------------|
| ひと | 後継者育成と支え手の確保による農業経営の支援 | 1 認定農業者経営体数 |
| | | 2 農業ボランティア養成講座修了者数 |
| | | 3 農業ボランティア派遣延べ人数 |
| 暮らし | 地産地消の推進による消費拡大 | 1 直売所や即売会等の農産物販売点数 |
| | | 2 区民1日あたりの野菜摂取量 |
| まち | 農地の多面性を生かした農地保全 | 1 区民農園区画数 |
| | | 2 生産緑地面積 |
| 行財政 | 情報発信と関係機関との連携 | 1 関係機関との連携事業累計数 |

● ● ● 認定農業者を応援します ● ● ●

認定農業者制度とは、農業者が5年間の農業経営改善計画を作成し、計画に基づいて農業経営における目標達成を目指す制度です。認定を受けると、都や区の認定農業者を対象とした補助事業を活用できます。今年度、区は新規認定の2経営体を含む19経営体を認定農業者として認定しました。認定農業者として認定を受けたい農業者の方は、農業振興係までご相談ください。

国有農地見回り

12月1日（火）及び12月8日（火）に、区内40ヵ所の国有農地を東西に分け、各担当委員と事務局が現況の見回りを行いました。前年度の見回り以降、不耕作や看板・柵の未設置といった問題点について、一部では改善が見られました。一方、雑草が繁茂している等、残念ながら改善が確認できない国有農地もありました。

見回りの結果は東京都に報告し、借受者への指導や管理状態の改善などの迅速な対応を求めました。

●ご意見・ご感想をお寄せください●

農業委員会よりの感想や今後取り上げてほしい記事などがありましたら、農業委員会事務局（農業振興係）までお寄せください。

TEL (3880) 5866△直通△